

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-5
許認可等の種類	狩猟免許の更新			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第51条第1項 第2項			
許認可等の概要	狩猟を行う場合に義務付けられる狩猟免許の更新			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第59条第2項において準用する第52条の規定</p> <p>(適性検査) 第59条 2 第51条第2項、第52条並びに第55条第2項及び第3項の規定は、適性検査について準用する。この場合において、第51条第2項中「免許申請書」とあるのは「免許更新申請書」と、第55条第2項及び第3項中「免許試験」とあるのは「適性検査」と、「適性試験」とあるのは「適性検査」と読み替えるものとする。</p> <p>第52条 狩猟免許適性試験(視力、聴力、運動能力)の合格基準</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(即日結果を発表しているため)			
期間の制定根拠				